

盛岡市消防団協力事業所表示制度実施要綱

平成 21 年 3 月 11 日

市 長 決 裁

(目的)

第 1 この要綱は、盛岡市消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体を消防団協力事業所として認定し、その証として消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 前号の事業所等に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長のほか、町内会長等の消防団の活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第 3 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、盛岡市消防団協力事業所表示申請書により、市長に対して申請を行うものとする。

2 消防団長等は、表示証を交付する事業所等について、盛岡市消防団協力事業所表示推薦書により市長に推薦することができる。

(認定基準)

第 4 市長は、第 3 に規定する申請について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

- (1) 従業員が消防団員として、2 人以上入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- (4) その他消防団活動に対する協力が特に優良と市長が認める事業所等

2 前項の規程に関わらず、法令違反及び公序良俗に反しているとき、又はそのおそれがあるときは協力事業所としての認定は行わないものとする。

(審査)

第 5 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、第 4 の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

(1) 申請又は推薦があった場合

(2) 市長が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めた場合

(表示証の交付)

第6 市長は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等に表示証を交付するものとする。

2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、協議の上、他の市町村長と連名で、表示証を交付することができるものとする。

(表示証の表示)

第7 協力事業所は、事業所等の建物の見えやすい場所等に表示証を表示するものとする。

2 協力事業所は、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法により行う映像その他の広告に表示証を表示することができる。この場合、表示できる表示証の様式については、表示証の縦横比を変えずに、拡大又は縮小したものとする。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第8 市長は、盛岡市消防団協力事業所表示証交付整理簿を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所及び有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示証の有効期間)

第9 表示証の有効期間は、認定の日から2年間とする。ただし、協力事業所が総務省消防庁長官が交付した総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合の表示証の有効期間は、消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 協力事業所は、次項の規定による認定の更新を受けず、又は、第10の規定により認定を取消されたときは、第7に規定する表示を行うことができない。

3 市長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

(認定の取消し)

第10 市長は、協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取消することができる。この場合において、市長は、当該協力事業所に対し当該認定の取消しの理由を文書で通知するものとする。

(1) 事業を廃止又は休止したとき。

(2) 第4に規定する基準を満たさなくなったとき。

(3) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。

(4) その他協力事業所としての表示が適当でないと認められるとき。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取消された事業所等は、速やかに表示証を市長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第 11 市長は，協力事業所の名称，盛岡市消防団への協力内容，その他の事項について，広報紙等により公表するものとする。

（所掌）

第 12 この要綱に関する事務は，盛岡市総務部消防防災課において所掌する。

（その他）

第 13 この要綱に定めるもののほか，この要綱の実施について必要な事項は別に定める。